

市町村コード		<b>事業所税</b> <b>領収証書</b>										
4 6 2 0 1 2												
鹿 児 島	県											
鹿 児 島	市											
郵便振替口座番号		加 入 者										
02070-6-960001		鹿児島市会計管理者										
住所又は所在地 〒 -												
氏名又は名称  様												
年度	処 理 事 項	義 務 者 番 号										
事業年度又は課税期間		申 告 区 分										
. . から . . まで												
税 額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金額	02											
加算金 (過少不重)	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日		領収日付印										
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり領収しました。  (納税者 保管)												

市町村コード		<b>事業所税</b> <b>納付書</b>										
4 6 2 0 1 2												
鹿 児 島	県											
鹿 児 島	市											
郵便振替口座番号		加 入 者										
02070-6-960001		鹿児島市会計管理者										
住所又は所在地 〒 -												
氏名又は名称  様												
年度	処 理 事 項	義 務 者 番 号										
事業年度又は課税期間		申 告 区 分										
. . から . . まで												
税 額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金額	02											
加算金 (過少不重)	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日		領収日付印										
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり納付します。  (受付店・受付局保管)												

市町村コード		<b>事業所税</b> <b>領収済通知書</b>										
4 6 2 0 1 2												
鹿 児 島	県											
鹿 児 島	市											
郵便振替口座番号		加 入 者										
02070-6-960001		鹿児島市会計管理者										
住所又は所在地 〒 -												
氏名又は名称  様												
年度	処 理 事 項	義 務 者 番 号										
事業年度又は課税期間		申 告 区 分										
. . から . . まで												
税 額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金額	02											
加算金 (過少不重)	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日		領収日付印										
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり通知します。  鹿児島銀行 業務集中センターへ } → 鹿児島 ゆうちょ銀行 } 市役所へ 福岡貯金事務センターへ }												

## 納付についての注意

### 1 納付場所

- ◎鹿児島市役所納税課、谷山税務課または各支所市民窓口係
  - ◎鹿児島市指定金融機関 鹿児島銀行本店、各支店、各出張所及び代理店  
(ただし、代理店での証券による納付はできません。)
  - ◎鹿児島市収納代理金融機関
    - ・次の本店、各支店及び各出張所  
(銀行) 南日本・肥後・福岡・宮崎・熊本・西日本シティ・宮崎太陽
    - (信用金庫) 鹿児島・鹿児島相互・奄美大島
    - (組合) 鹿児島興業信用
    - (農業協同組合) 鹿児島県信用農業協同組合連合会・鹿児島みらい・いぶすき・さつま日置
    - (金庫) 九州労働
  - ・次の鹿児島県内各店舗  
(漁業協同組合) 九州信用漁業協同組合連合会
  - ・九州内のゆうちょ銀行または郵便局(沖縄県を除く)
- ※ ゆうちょ銀行(郵便局を含む)は、納期限又は納付予定日を過ぎると受け付けないこともありますのでご注意ください。

### 2 延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)。ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%に満たない場合は、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)を税額に乗じて計算した金額。なお、延滞金の額を計算する場合において、その税額の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

### 3 滞納処分について

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分をすることになります。